平成２９年（フ）第２号
静岡県富士宮市北町７番28号　さかや弐番館201
債務者　依田　良和
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２７９号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３市営毛受住宅212号
債務者　弓場　繁廣
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６５号
香川県高松市一宮町641番地６　エム・ビューラーＢ104号
債務者　磯田　昭司
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７４号
香川県高松市木太町2594番地
債務者　中川ユキ子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８４３号
福岡県福津市宮司４丁目29番12号
債務者　篠崎　愛里
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０１号
福岡県春日市宝町３丁目11番地１　第１ハイタウン春日402号
債務者　野口須眞子（旧姓川部）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０９号
福岡市博多区金の隈１丁目28番22―106号
債務者　御船　由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３２号
福岡市城南区長尾１丁目16番20号
債務者　寒竹　恭子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３６号
福岡市博多区諸岡６丁目26番30―105号
債務者　長谷川法彦
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９７３号
福岡市博多区美野島２丁目31番８―506号
債務者　池田　裕美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９９７号
福岡市城南区友丘２丁目５番22号
債務者　渡邉　良子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００６号
福岡市中央区高砂２丁目15番28号
債務者　南里　五月
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００８号
福岡県春日市下白水北３丁目80番地　エトワール・デュ・ノール205号
債務者　久木田隆一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６号
福岡県朝倉市持丸453番地１　県営恵比須団地１－３－７
債務者　田中　博幸
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６号
福岡県筑紫野市大字山家2849番地１　小川住宅115号
債務者　直田　美江
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲398番地１　エクセル篠栗201号
債務者　北原　知子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４号
福岡市南区那の川１丁目13番５号
債務者　高木　　良
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部